

## 稚内市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、稚内市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定及び変更の認定（以下「認定等」という。）に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

### (認定基準)

第2 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 計画は、都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することに配慮することとし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域

エ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号に掲げる地区計画等

(2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次に掲げる協定等が定められている場合は、その協定等に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定

イ 都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定

ウ 市の定める条例及び要綱等による緑地の保全に関する制限等の内容

(3) 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

### (事前審査)

第3 申請者は、市長に申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省

エネ法」という。) 第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査(以下「調査機関審査」という。)又は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関に計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、調査機関審査を依頼し、別記第 1 号様式の低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証(以下「適合証」という。)の交付を受けることができる。

2 前項の適合証は、法第 54 条第 1 項第 1 号(エネルギーの使用の合理化等)に定める認定基準について、次に掲げる認定基準の区分の全てに適合することを証するものとする。

- (1) 外皮性能基準
- (2) 一次エネルギー消費量の基準
- (3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

(事前届出等)

第 4 申請者は、市長に申請書を提出する前に、第 2 第 2 項各号に規定している地区計画等、建築協定並びにその他条例及び要綱等に定められている届出等の手続きを完了していなければならない。

(認定申請)

第 5 申請者は、法第 53 条第 1 項に規定する認定の申請をする場合には、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「法施行規則」という。)第 41 条第 1 項に規定する認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に併せて法第 54 条第 2 項の申出を行おうとするときは、申請者は、前項の認定申請に必要な図書に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の申出に、建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含むときは、構造計算適合性判定センターの判定を受けるものとする。

(認定申請に必要な図書)

第 6 申請者は、法施行規則第 41 条第 1 項に定める図書のほか、次に掲げる図書を提出するものとする。

- (1) 第 3 に規定する適合証(申請前に適合証を受けた場合に限る。)
- (2) 第 2 第 2 項に定める基準に適合することを確認するために必要な第 4 の届出

等に係る通知書又は届出書等（受付印等のあるもの）の写し

（認定の通知）

第7 市長は、計画の認定をするときは、法施行規則第43条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付するものとする。

（計画の変更申請）

第8 計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、法第55条第1項に規定する変更の認定の申請をするときは、法施行規則第45条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 第2から第7までの規定は、前項の認定について準用する。

（取下げ届）

第9 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、別記第2号様式の取下げ届1部を市長に提出しなければならない。

（取りやめ届）

第10 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、別記第3号様式の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書1部に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了の報告等）

第11 認定建築主は、認定を受けた計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、別記第4号様式の認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書1部を市長に提出しなければならない。

2 法第56条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、別記第5号様式の認定低炭素建築物状況報告書1部を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第12 市長は、認定又は変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、別記第6号様式の認定しない旨の通知書を申請者に送付するものとする。

（改善命令）

第13 法第57条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、別記第7号様式の改善命令書により行うものとする。

（認定の取消し）

第14 法第58条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、別記第8

号様式の認定取消通知書により行うものとする。

(その他)

第 15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。